

IV. 学校法人運営の適正化について

学校法人に対する指導・助言について

文部科学省

連携
(情報共有・意見交換)

◆文部科学省設置法
第4条 文部科学省は、前条第1項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

29 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営に関する指導及び助言に関すること。

指導・助言

日本私立学校振興・共済事業団

管理運営の問題

- ◆学校法人の経営者等による不正の発生
- ◆学校関係者間の争い
- ◆問題の高度化、複雑化



経営環境の変化

- ◆少子化の進展【平成33年以降18才人口が急減】
- ◆大都市圏の学生集中【地方間格差の拡大】
- ◆知識基盤社会やグローバル化への対応など【運営コスト増】



学校法人

高校

短大

大学

専修学校

...

私立大学等の振興

地域社会から国際社会にわたる未来社会の発展に資する多様な活動等

活力ある人材の育成

基礎から応用にわたる多様な先端的・独創的研究

地域社会や産業への貢献

学校法人経営に係る文部科学省の取組

◆ 学校法人運営調査

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とし、昭和59年より実施。2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

・文部科学省組織規則(抄)(平成13年文部科学省令第1号)

第45条 高等教育局に、科学官、視学委員及び学校法人運営調査委員を置くことができる。

4 学校法人運営調査委員は、命を受けて、文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営について特に指定された事項に関する調査、指導及び助言に当たる。

・H27より委員を増員
30→35名

※参考:委員構成

- ・私学理事(長)、学長/経験者
- ・弁護士
- ・公認会計士
- ・研究者/教授
- ・行政経験者
- ・民間経験者(マスコミ・ジャーナリスト等)

指導・助言

学校法人運営調査委員

<書面審査、実地調査等を実施>

財務面

管理
運営面

教学面

指導・助言に対する
改善状況報告

・H27より調査校数を拡充
年間30→50法人程度

2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

対象:全文部科学省所轄学校法人
制度発足以来、延べ約1200法人に調査を実施

各学校法人

◆ 経営状況の改善・指導

経営状況の特に厳しい学校法人については、ヒアリングの実施や、経営改善計画(5カ年)の作成など、毎年度、改善状況の報告を求めるとともに、経営状況が改善するまで個別に指導を継続。

連携(情報共有・意見交換)

文科省

経営改善計画の提出・報告等



経営指導等

学校法人

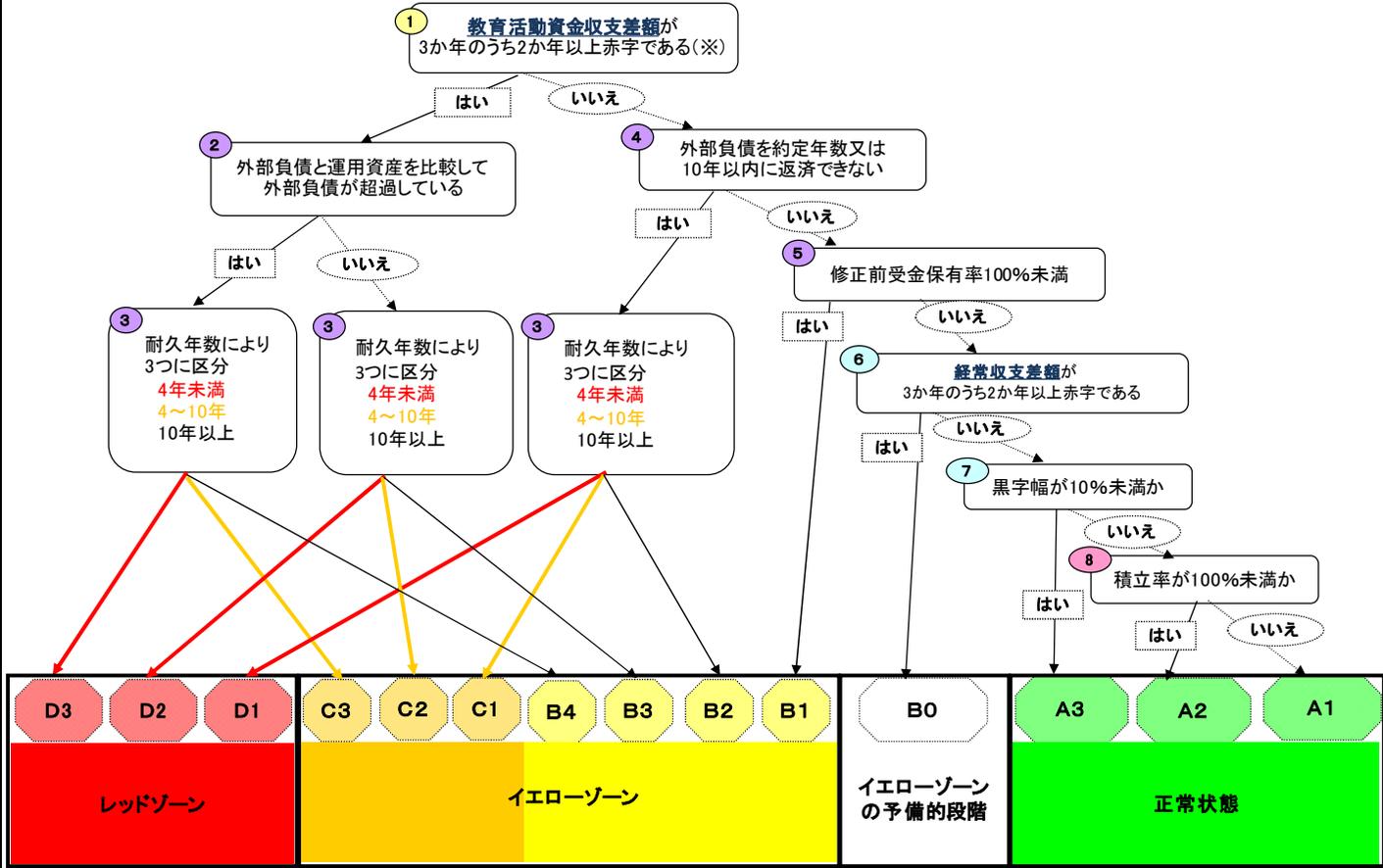
経営相談等



経営改善計画の作成支援等

私学事業団

○定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体) H27年度～

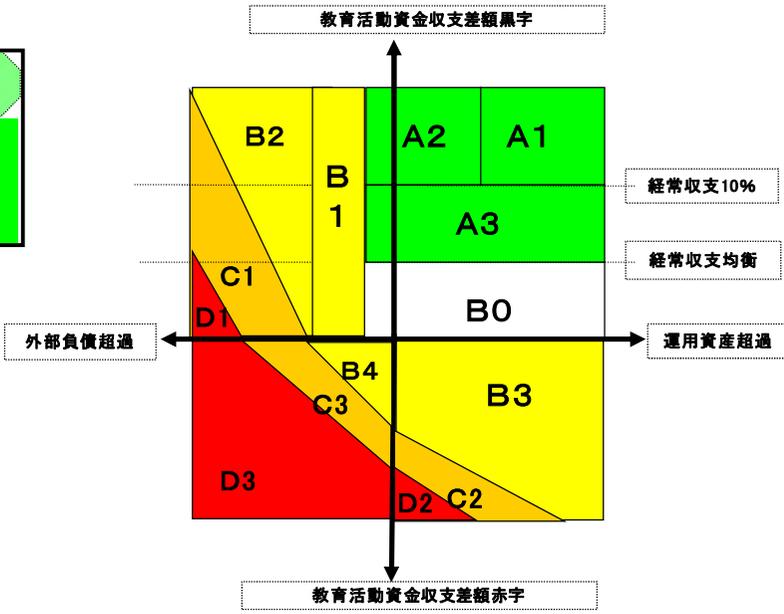


1 教育活動資金収支差額
 一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

2 3 4 5 運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か
 教育活動資金収支差額が赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額かが問題にある。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

6 7 経常収支差額
 経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

8 積立率
 減価償却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分になされているか。



●教育活動資金収支差額

【教育活動資金収入】 - **【教育活動資金支出】** + 調整勘定等

学納金収入 + 手数料収入 + 特別寄付金収入(施設設備除く) + 一般寄付金収入 + 経常費等補助金収入(施設設備除く) + 付随事業収入 + 雑収入

人件費支出 + 教育研究経費支出 + 管理経費支出

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

- 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務
- 運用資産とは現金預金 + 特定資産 + 有価証券
- 耐久年数とはあと何年で資金ショートするかを表わし、原則として修業年限を基準に設定(大学法人4年未満、短大法人2年未満、高校法人3年未満)
- 修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金
- 経常収支差額 = 経常収入(教育活動収入計 + 教育活動外収入計) - 経常支出(教育活動支出計 + 教育活動外支出計)**
- 積立率 = 運用資産 ÷ 要積立額(減価償却累計額 + 退職給与引当金 + 2号基本金 + 3号基本金)

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項 (1)

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会 /評議員会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事/評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け /届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
		会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		学校法人設立時の財産目録の備え付け
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正
		諸規程の整備
		・情報公開に関する規程
		・公益通報に関する規程

近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	収益事業	収益事業の再回答その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄附行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は、組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 ／定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実質化
	教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮

大学のガバナンス改革の推進について(概要)

- 「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化
- グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ **各大学は**、主体的・自律的にガバナンス体制の**総点検・見直し**を行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。
学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ **国は**、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、**効果的な制度改革**と**メリハリある支援**を実施。
- ◇ **社会は**、大学と積極的に関わり、**学長のリーダーシップ**を後押し。

大学

1. 学長のリーダーシップの確立

【学長補佐体制の強化】総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

【人事】ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

【予算】学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

【組織再編】ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価

◆選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定

◆安定的な運営ができる学長任期の設定

◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価

◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

◆学長による学部長等の業績評価

4. 教授会の役割の明確化

◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議

◆設置単位の再点検

◆審議事項の透明化

5. 監事の役割の強化

◆ガバナンスの監査

◆監事の常勤化を推進

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

<国公立共通の支援>

- ☆制度改革を通じた支援(所要の法令改正)
- ☆予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)
- ☆評価、監査、大学団体等との協力

- 教授会の役割の明確化
- 学長補佐体制の充実(副学長、高度専門職)等

<国立大学法人への支援>

- ☆国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)
- ☆第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

- 監事機能の強化
- 経営協議会の構成の見直し等

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

○ 学校教育法における教授会の役割（第九十三条関係）

- 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする。
- 教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする。

○ 学校法人理事会と教学組織

- 理事会は、学校法人の経営に対して最終的な責任を負う。
- 理事会が教育研究に関する事項について、教学組織の意向を十分に尊重することも必要。
（特に、学生の入学・卒業の審査、学位授与の審査、教員の研究業績の審査等）
- 経営事項と教学事項の調整の仕組み
 - ※ 学長だけでなく、副学長や学部長を理事とするなど理事会の構成の工夫
 - ※ 理事会と大学執行部との定期的な意見交換など

（中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」より）

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について（概要）

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の一部改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の一部改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について (1)

26高私参第9号
平成27年3月31日

文部科学省高等教育局私学部参事官 通知

学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について (通知)

保護者等関係者からの寄付金等の取扱いについては、平成14年10月1日付け文科高第454号文部科学事務次官通知「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」により、お知らせしているところです。

各学校法人においては、適切に会計処理が行われていることと存じますが、今般、一部の学校法人において、教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等について、不適切な取扱いが行われているという事態が発生しました。

ついては、上記通知の趣旨を再度御理解いただき、学校法人が保護者等関係者から教育研究に直接必要な経費に充てるために受け入れた寄付金等は、すべて学校法人が直接処理し、学校法人会計の外で経理することなどが無いよう、改めてお願いいたします。

また、教材料等の取扱いについても学校法人会計基準の趣旨にのっとり適切に処理されるようお願いいたします。

あわせて、新学校法人会計基準が平成27年4月1日から適用となることも踏まえ、従来からの慣行にとられることなく、会計処理の全般にわたり、必要に応じて点検や改善を行うほか、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すようお願いいたします。

文部科学省高等教育局私学部参事官 通知

学校法人における会計処理等の適正確保について（通知）

学校法人の教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等の取扱いについては、平成27年3月31日付け26高私参第9号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について」により、お示ししているところです。

今般、学校法人や私立学校の諸活動に対して、在学学生保護者等関係者に対し負担を求めているものに係る会計処理の実態を把握するための調査を実施したところですが、各学校法人におかれては調査に御協力いただきありがとうございました。

調査結果については、別添のとおりですので、各学校法人におかれては、下記の事項に留意し、必要に応じて取扱いの見直しを行うなど、今後とも会計処理等について適正を期すようお願いいたします。

記

1. 学校法人に対して、在学学生保護者等関係者から支払われる金銭等については、学校法人会計基準の趣旨にのっとり、学校法人が管理する会計帳簿に適切に記載すること。なお、会計帳簿に記載すべきかどうかについては、收受した金銭の徴収根拠や契約の実態について個別に精査した上で判断すること。
2. 教職員等が実費や経過的な金銭を徴収する場合であっても、学校法人が收受した金銭であることから、学校法人の責任において適切な会計処理を行うこと。
3. 学校法人において適切な管理がなされない場合、紛失、盗難、用途不明又は担当者等による私的流用等の不適切な取扱いが生じるおそれがあるため、管理体制を確立すること。

平成26年4月 私立学校法改正の概要（私学法60条、63条関係）

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

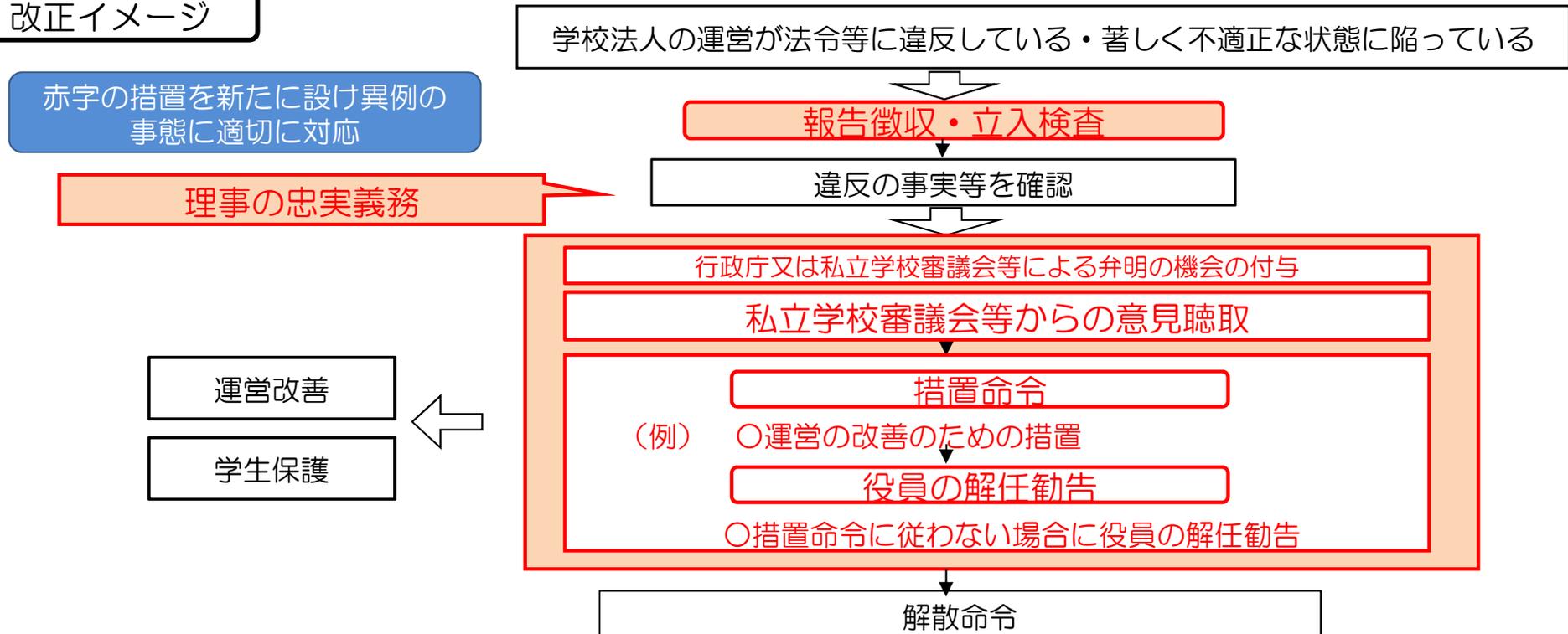
(2) 報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 改正イメージ



4. 施行期日

平成26年4月2日

V. その他

平成17年以降の高等教育改革の動向①

● 平成17年

・ 1月 我が国の高等教育の将来像(答申)

- ・18歳人口は約120万人の規模で推移
- ・大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃



「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から
「将来像の提示と政策提案」の時代への移行

- 新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に適確に対応するため、学校種(大学・短大、高専、専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する方向。
- 各大学は、自らの選択により、緩やかに機能別に分化。(個性・特色の表れ)

・ 7月 学校教育法の改正

- ✓大学の教員組織の整備(准教授、助教)

・ 同月 学位規則等の改正

- ✓短期大学士の学位授与

・ 9月 高等専門学校設置基準の改正

- ✓演習・実習等の学修形態に応じた授業時間数の設定

・ 同月 新時代の大学院教育(答申)

・ 同月 専修学校の専門課程(4年以上)の修了者に対する高度専門士の称号の付与(告示)

・ 同月 専修学校の専門課程(4年以上)の修了者に対する大学院入学資格の付与(告示)

● 平成18年

・ 3月 大学院教育振興施策要綱(文部科学省決定)

・ 12月 教育基本法の改正

- ✓大学に関する条文の新設

● 平成19年

・ 3月 専門職大学院設置基準の改正

- ✓教職大学院の創設

・ 7月 大学設置基準の改正

- ✓教育研究上の目的の公表やシラバス、成績評価基準の明示等

・ 12月 大学院設置基準の改正

- ✓博士課程標準修業年限の弾力化

平成17年以降の高等教育改革の動向②

● 平成20年

- ・ 7月 教育振興基本計画(閣議決定)
- ・ 11月 大学設置基準等の改正
✓共同教育課程
- ・ 12月 学士課程教育の構築に向けて(答申)
✓学士力の提唱
- ・ 同月 高等専門学校教育の充実について(答申)

● 平成21～22年

- ・ 中長期的な大学教育の在り方に関する報告(第1次～第4次)

● 平成22年

- ・ 2月 大学設置基準及び短期大学設置基準の改正
✓大学におけるキャリアガイダンスの制度化
- ・ 6月 学校教育法施行規則等の改正
✓教育情報の公表

● 平成23年

- ・ 1月 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)
- ・ 同月 グローバル化社会の大学院教育(答申)
- ・ 3月 第2次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)
- ・ 4月 博士課程教育リーディングプログラム創設
- ・ 同月 学校教育法施行規則等の改正
✓教育情報の公表

● 平成24年

- ・ 3月 大学院設置基準の改正
✓博士論文研究基礎力審査(QE)の導入
- ・ 4月 学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の改正
✓専修学校における単位制・通信制の制度化
- ・ 6月 大学改革実行プラン
- ・ 8月 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)

平成17年以降の高等教育改革の動向③

● 平成25年

- ・ 4月 地(知)の拠点大学(COC)の推進支援開始
- ・ 5月 これからの大学教育等の在り方について(教育再生実行会議 第三次提言)
- ・ 6月 第2期教育振興基本計画(閣議決定)
- ・ 8月 専修学校の専門課程における「職業実践専門課程」制度の創設(告示)
- ・ 10月 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(教育再生実行会議 第四次提言)
- ・ 11月 国立大学改革プラン

● 平成26年

- ・ 2月 大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)
- ・ 3月 大学通信教育設置基準の改正
✓インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させる場合の基準
- ・ 4月 私立学校法の改正
✓私学全体に対する不信感につながる異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組み
- ・ 同月 スーパーグローバル大学創成支援事業創設
- ・ 6月 学校教育法及び国立大学法人法の改正
✓副学長・教授会等の職や組織の規定の見直し、国立大学法人の学長選考の透明化等
- ・ 7月 「今後の学制等の在り方について」教育再生実行会議(第五次提言)
✓実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化
- ・ 8月 短期大学の今後の在り方について(審議まとめ)
- ・ 同月 トビタテ!留学JAPAN 日本代表プログラム開始
- ・ 11月 大学設置基準等の改正
✓国際連携教育課程(JD)制度の創設
- ・ 12月 新しい時代にふさわしい高大接続改革の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)

● 平成27年

- ・ 6月 国立大学経営力戦略
- ・ 同月 大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程(告示)
- ・ 9月 未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)

平成17年以降の高等教育改革の動向④

● 平成28年

- ・ 3月 高等専門学校の充実について
- ・ 同月 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正
✓ 認証評価制度の改善
- ・ 同月 学校教育法施行規則の改正
✓ 「三つの方針」の策定・公表の義務付け
- ・ 同月 高大接続システム改革会議「最終報告」
- ・ 同月 第3次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)
- ・ 4月 国立大学法人運営費交付金 3つの重点支援の枠組み
- ・ 同月 「卓越大学院(仮称)」構想に関する基本的な考え方について
- ・ 5月 個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証のあり方について(答申)
(【第一部】社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について)
- ・ 同月 国立大学法人法の改正
✓ 指定国立大学法人制度を創設、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置を実施
- ・ 8月 専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について(報告)

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について

教育再生実行会議

第5次提言(H26.7.3)

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

第6次提言(H27.3.4)

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議 (H26.10より開催 H27.3審議のまとめ)

【基本的方向性】

○ 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする

(国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組とする必要性等を勘案)

中央教育審議会

諮問(H27.4.14)

「**個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について**」

※社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成(新たな高等教育機関の制度化)について、審議を要請。

■ 総会直属の特別部会を設置して審議 (実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会)

答申(H28.5.30)

「**社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について**」

経済財政運営と改革の基本方針2016 (H28.6.2閣議決定)

実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を進める。

「日本再興戦略」2016 (H28.6.2閣議決定)

…平成31年度の開学に向け、…今年中を目途に所要の法的措置を講ずることを目指す。更に、法案成立後速やかに、新たな時代に即した設置基準を整備する。

学校教育法の一部を改正する法律の概要

【「専門職大学」「専門職短期大学」の制度化について】

趣旨・背景

○「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

実践力 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材 + **創造力** 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

〔例〕
【観光分野】：適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】：質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】：プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

➡ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

→ 法改正の後、設置基準(省令)等により詳細を規定する予定 [*印]

《法制度の概要》

1 目的等

①機関の目的

・ 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ *実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上、長期の企業内実習等)
*実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与

・ 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ *「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2 社会のニーズへの即応

①産業界等との連携

・ 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ *産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

②認証評価における分野別評価

・ 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ *産業界等と連携した認証評価の体制整備

3 社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分

・ 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

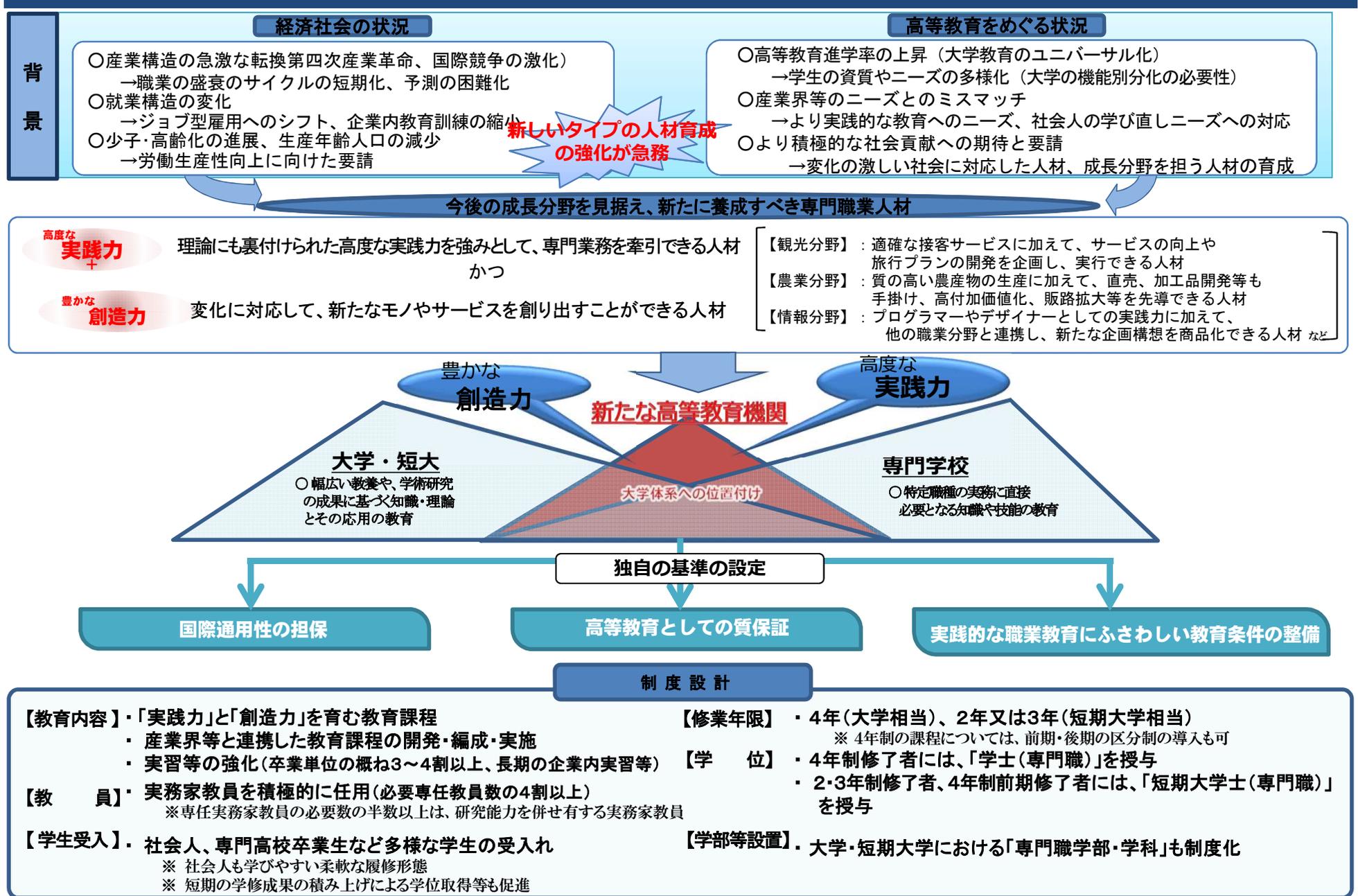
②修業年限の通算

・ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

施行期日

平成31年4月1日

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化



我が国の高等教育に関する将来構想について(諮問)(平成29年3月6日)【概要】

1. 高等教育の将来構想を検討する必要性

社会経済の大きな変化

- ・「**第4次産業革命**」は既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性
- ・本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である**18歳人口も大きく減少**
(2005年:約137万人 → 2016年:約119万人 → 2030年:約100万人 → 2040年:約80万人)

高等教育機関の果たすべき役割

- ・今後、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展、人類社会の調和ある発展のためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たす必要
- ・その際、新たな知識・技能を習得するだけでなく、**学んだ知識・技能を実践・応用する力**、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要
- ・**自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていくことが必要**



高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、これまでの政策の成果と課題について検証するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、**これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行う**

2. 主な検討事項

①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策

第8期中央教育審議会大学分科会における「論点整理」を踏まえ、以下のような事項を中心に検討

- ・教育課程や教育方法の改善
- ・学修に関する評価の厳格化
- ・社会人学生の受入れ
- ・他機関と連携した教育の高度化

②変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方

- ・「学位プログラム」の位置付け、学生と教員の比率の改善などについて、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め総合的、抜本的に検討
- ・学位等の国際的な通用性の確保、外国人留学生の受入れ・日本人学生の海外留学の促進、効果的な運営のための高等教育機関間の連携

③今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方

- ・今後の高等教育全体の規模も視野に入れつつ、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革について検討(例えば、高等教育機関間、高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化など)
- ・分野別・産業別の人材育成の需要の状況を十分に考慮するとともに、国公立の役割分担の在り方や設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に検討

④高等教育の改革を支える支援方策

- ・①～③を踏まえた、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、その配分の在り方の検討
- ・学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方の検討

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」に盛り込まれている地方大学の振興等の在り方にも留意しながら検討

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革（骨子）

① 高等学校教育改革

- ◆ 学習指導要領の抜本的見直し、アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善。
- ◆ 生徒の学習意欲の喚起・学習改善を図るとともに、指導改善等に生かすことにより、高校教育の質の維持・向上を図るため、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入。

② 大学入学者選抜改革

- ◆ 各大学の個別選抜は、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の明確化と、その内容の入学者選抜方法への具現化を通じて、多面的な選抜方法をとるものに改善。
- ◆ 知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入。

③ 大学教育改革

- ◆ 入学者受入の方針のほか、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の一体的策定・公表と、カリキュラム・マネジメントの確立。認証評価制度の改革。
- ◆ アクティブ・ラーニングへと質的に転換。

三つの方針の策定・公表に関する省令改正

《学校教育法施行規則の改正》

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。**

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成28年3月31日改正、平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の
質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
〈PDCAサイクルの起点〉

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

《三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン》

(平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つの方針の策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・各大学において、
①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

地方大学等創生5か年戦略（まち・ひと・しごと総合戦略）

【KPI(例)】

- 地域に誇りを持つ教育の推進
- 全学校で学校・地域との連携・協働体制を構築

○ 地方における自県内大学進学者の割合を平均36%まで向上（平成25年度全国平均32.9%）

○ 各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する。

○ 地域の企業等との共同研究数を7,800件まで高める（平成23年度5,762件）

○ 地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の就職時における県内就職の割合を平均80%まで向上（平成24年度全国平均71.9%）

小中学校等

高等学校、大学等進学

大学、高等専門学校、専修学校等

就職

社会人

地方大学等創生5か年戦略

1. 知の拠点としての地方大学強化プラン

地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進による地域貢献の活性化

- 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」を実施、地域社会と連携した課題解決に取り組む大学を評価・支援
- 国立大学において地域活性化の中核拠点としての機能等の強化を図る取組みを推進
- 私立大学等において経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する取組を推進

2. 地元学生定着促進プラン

大学進学時、大学卒業時の地方からの人口流出の低減、都市部の学生の地方就職の促進

- 奨学金(地方創生枠等)を活用した大学生等の地元定着や地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組を推進。
- 地方の学生が都市部の大学の授業を受けられるようICTの活用を推進。
- 大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について、資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。
- 地域に誇りを持つ教育の推進、学校を核とした地域活性化

3. 地域人材育成プラン

地方産業の振興を担い、地方課題の解決に貢献する人材を輩出。地域でグローバルな視点を持った人材が活躍。

- 大学等における地域産業を担う高度な地域人材を育成
- 高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における専門的職業人材の育成を推進
- 地域におけるグローバルリーダー育成(「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」等)

- 「国立大学の機能強化」
- 「人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化」
- 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」

- 「学校を核とした地域力強化プラン」
- 奨学金(地方創生枠等)を活用した大学生等の地元定着等

- 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」
- 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」
- 「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
- 「我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生イニシアティブ」

地方創生に資する大学改革に向けた中間報告 ポイント

平成29年5月22日 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議

地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進、地方における雇用創出及び若者の就業支援等についての緊急かつ抜本的な対策に向けた検討の方向をとりまとめ



- ・地方を担う多様な人材を育成
- ・産官学連携による地域の中核的な産業の振興を促進
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正

1. 地方大学の振興

問題認識

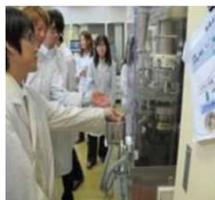
- ・地方大学は「総花主義」、「平均点主義」から脱却し、「特色」を出した大学へ改革

取組の方向性

- ・首長のリーダーシップの下、産官学の推進体制を構築し、地域の中核的産業の振興と専門人材育成に本気で取り組む優れたプロジェクトを全面的に支

取組事例

- ◆富山県
産学官コンソーシアムを組成し、バイオ医薬品等の研究開発
- ◆北九州市
理工系の国公立大学が同一キャンパスに集積し、介護ロボット等の共同研究を実施

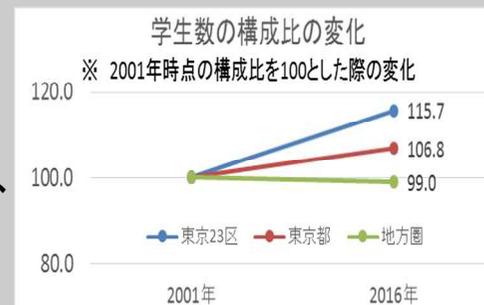


富山県薬事研究所

2. 東京の大学の新增設の抑制、地方移転

問題認識

- ・今後、18歳人口が大幅に減少する中、学生の過度の東京への集中は、地方大学の経営悪化や東京圏周縁地域からの大学撤退等が懸念



(文部科学省「学校基本統計」をもとに作成)

取組の方向性

- ・東京23区の大学の定員増を認めないこととする。(総定員の範囲内で、既存の学部・学科の改廃により、新たな学部・学科の設置や社会人・留学生の受入れは可)
- ・地方へのサテライトキャンパスの設置を推進

3. 地方における雇用創出及び若者の就職の促進

- ・国・地方は、奨学金返還支援制度の全国展開、インターンシップの推進、企業の地方移転等を促進
- ・経済界は、企業の本社機能移転、地方採用枠の導入、地域限定社員制度の導入等に取り組むことを期待

まち・ひと・しごと創生基本方針2017 ー主なポイントー

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進

- ・ 地域資源を活用した「しごと」づくり
- ・ 空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用
- ・ 地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進
- ・ 近未来技術等の実装、新しい生活産業の実装の推進

東京一極集中の是正

- ・ **地方創生に資する大学改革**
- ・ 地方創生インターンシップの推進
- ・ 生涯活躍のまち（日本版CCRC）
- ・ 地方への企業の本社移転の促進
- ・ 政府関係機関の地方移転
- ・ 中央省庁のサテライトオフィスの検討
- ・ 地方生活の魅力の発信等（ライフスタイルの見つめ直し）

東京圏における医療・介護 問題・少子化問題への対応

- ・ 高齢化に伴い増大する医療・介護ニーズへの対応
- ・ 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 (政策パッケージ)

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢

- ・ 地域経済分析システム
(RESAS)

人材支援の矢

- ・ 公務員等の市町村派遣
- ・ 地方創生カレッジ

財政支援の矢

- ・ 地方創生関係交付金
- ・ 企業版ふるさと納税

地方創生に資する大学改革

- 1 地方大学の振興→地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上
- 2 東京の大学の新增設の抑制・地方移転→東京の一極集中の是正

(1) 地方大学の振興

- 首長の強力なリーダーシップの下、組織レベルでの持続可能な産官学連携体制の構築。
- 地方大学が、産官学の連携の下、地域の中核的な産業の振興と専門人材育成等の振興計画であって、地方版総合戦略に位置付けられたものを策定する場合、モデルとなる先進的な取組に対して、重点的に支援。

取組事例

- ◆富山県
産学官コンソーシアムを組成し、
バイオ医薬品等の研究開発
- ◆北九州市
理工系の国公立大学が同一
キャンパスに集積し、介護ロボット
等の共同研究を実施



富山県薬事研究所

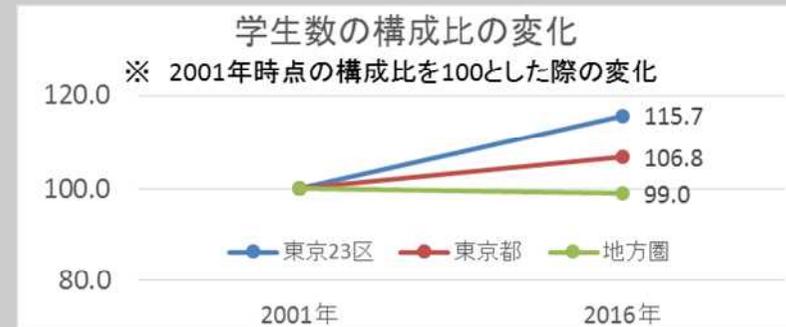
- 地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携を推進。

(3) 若者の雇用機会の創出

- 国・地方：地方企業等に就職した者の奨学金返還支援制度の全国展開、地方創生インターンシップ、地方拠点強化の加速策等
- 経済界：企業の本社機能移転、地方採用の拡大(本社一括採用の変更)、地域限定社員制度の導入等

(2) 東京の大学の新增設の抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、東京23区の大学は、定員増を認めないことを原則とする。
- 総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、社会のニーズに応じた新たな学部・学科の新設は認められる(スクラップ・アンド・ビルドの徹底)。
- 具体的な制度等について年内に成案を得る。
また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。



文部科学省「学校基本統計」をもとに作成

- 東京圏の大学による地方のサテライトキャンパスの設置(廃校舎等の活用を含む)を推進。

「人生100年時代構想会議」の目的と主要テーマ

平成29年9月11日
人生100年時代構想推進室

- ◇日本は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。海外の研究(リンダ・グラットン著「ライフシフト」で引用されている研究)を元によれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。この日本で、超長寿社会の新しいロールモデルを構築する取組を始めたい。
- ◇こうした超長寿社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜いていくか、そのための経済・社会システムはどうあるべきなのか。それこそが、「人づくり革命」の根底にある大きなテーマ。
- ◇こうした社会システムを実現するため、政府が今後4年間に実行していく政策のグランドデザインを検討する新たな構想会議がこの「人生100年時代構想会議」。

人生100年時代構想会議の具体的なテーマ

- ①全ての人に開かれた教育機会の確保、負担軽減、無償化、そして、何歳になっても学び直しができるリカレント教育
- ②これらの課題に対応した高等教育改革※
※大学にしても、これまでの若い学生を対象にした一般教養の提供では、社会のニーズに応えられないのではないか。
- ③新卒一括採用だけでない企業の人材採用の多元化※、そして多様な形の高齢者雇用
※これが有能な人材確保のカギであり、企業にしてもこれまでの新卒一括採用だけではやっていけない。
- ④これまでの若年者・学生、成人・勤労者、退職した高齢者という3つのステージを前提に、高齢者向け給付が中心となっている社会保障制度を全世代型社会保障へ改革していく。

- ◇年内に中間報告をとりまとめ、政策パッケージも盛り込んだ基本構想を、来年前半には打ち出す。

議員リスト

- ・議長 内閣総理大臣
- ・議長代理 人づくり革命担当大臣（議事進行）
- ・副議長 文部科学大臣
厚生労働大臣
- ・構成員 副総理 兼 財務大臣
内閣官房長官
女性活躍担当大臣
一億総活躍担当大臣
経済産業大臣
- ・有識者議員
 - 三上洋一郎 (19) 慶應義塾大学2年生、株式会社GNEX代表取締役CEO
 - 米良はるか (29) READYFOR株式会社代表取締役CEO
 - 品川泰一 (39) 株式会社ユーキャン代表取締役社長
 - 宮本恒靖 (40) 現ガンバ大阪U-23監督、元サッカー日本代表主将
 - 宮島香澄 (51) 日本テレビ報道局解説委員
 - 神津里季生 (61) 日本労働組合総連合会会長
 - リンダ・グラットン(Lynda Gratton) (62) 英国ロンドンビジネススクール教授
 - 高橋進 (64) 日本総合研究所理事長
 - 樋口美雄 (64) 慶應義塾大学商学部教授
 - 松尾清一 (66) 名古屋大学総長
 - 鎌田薫 (69) 早稲田大学総長
 - 榊原定征 (74) 日本経済団体連合会会長
 - 若宮正子 (82) ゲームアプリ開発者

・必要に応じて、有識者等をお呼びすることができる。